

ニワトリからアヒルの帝国軍隊——憲法9条の果たしている役割

弁護士 深 草 徹

1 帝国軍隊の創業の銘

帝国軍隊の歴史を少したどってみたい。

戊辰戦争を戦ったいわゆる官軍は、薩・長・土・肥を中心とした雄藩の藩兵からなる寄せ集めの軍隊であった。それらはおおいに働き、旧幕軍の反抗を鎮定するに貢献したが、戦役の終結とともに、続々と帰藩して行った。それら藩兵が帰藩してしまうと、中央政府には、旧幕府から接收した富士山・朝陽など4隻の軍艦からなる海軍などわずかの兵力のほか、見るべき兵力は存在しなくなった。

この状態を一新したのが、親兵の設置である。

1871年2月22日、鹿児島藩歩兵4大隊、砲兵4隊、山口藩歩兵3大隊、高知藩歩兵2大隊、騎兵2小隊、砲兵2隊の合計1万を親兵として、兵部省管轄下に置くことが発令された。『陸軍省沿革史』（山縣有朋編・1903年）には、これにより「初メテ兵ヲ朝廷ニ備フルヲ得ルに至レリ」とある。

公称1万からなる親兵の集結が完了したのは同年6月下旬のことであり、ここに兵部省管轄の帝国軍隊（陸軍・海軍）が誕生したことになる。

しかし、同年12月、兵部大輔（注：卿が長官で、大輔は次官であるが、このとき卿は空席であったので事実上の長官であった。）山縣、兵部少輔川村純義・兵部少輔西郷従道らの手になる『軍備意見書』によると、これは国内の動乱を鎮圧するものに過ぎず、対外防衛に堪えないと指摘する。

所謂親兵ハ、其实聖体ヲ保護シ禁闕ヲ守衛スルニ過キス。四管鎮台ノ兵、総テ二十余大隊。是内国ヲ鎮圧スルノ具ニシテ、外ニ備フル所以ニ非ス。海軍ノ如キハ数隻ノ戦艦モ未タ全ク完備ニ至ラス。是レ亦果シテ外ニ備フルニ足ランヤ。

そして、同意見書は、わが国固有の領土、内地を守るための兵備として、砲台の構築と軍艦の建造と海軍の拡張を提言する。

皇国沿海ノ防禦ヲ定ム。則チ戦艦ヲ造ル也。海岸砲台ヲ築ク也。……

皇国沿海万里四面皆敵衝ナレバ、悉ク砲台ヲ併列シ、之カ備ヘヲ為ス能ハス。故ニオオイニ海軍ヲ皇張シ、至大ノ軍艦ヲ造リ、砲台ノ及バザル所ヲ援ケ、内地ヲ保護スベシ。

今日の言葉で言えば専守防衛である。

1872年2月、兵部省が解体されて、陸軍省と海軍省となり、軍備増強が実務的進められていく。同年12月には「全国徴兵の詔」が発せられて国民皆兵制度に進む。その趣旨を説明した「太政官告諭」は、もともとわが国は古来、国民皆兵であったが、後に、双刀を帯び、威張りかえって何の仕事もせず、あまつさえ人を殺しても何の罪も問われない兵農分離の弊を訴えた後、次のように言う。

然ルニ大政維新、列藩版図ヲ奉還シ、辛未ノ年ニ及ビ、遠ク群県ノ古ニ復ス。世襲坐食ノ士ハソノ録ヲ減ジ、刀剣ヲ脱スルヲ許シ、四民漸ク自由ノ権ヲ得シメントス。コレ上下ヲ平均シ人権ヲ斉一ニスル基ナリ。

注：辛未ノ年 かのえひつじの年。明治4年のことである。

つまり、武士を廃して、国民皆兵制度にすることにより、四民平等、自由・平等の世の中にすることができると。

翌1873年1月4日発布の徴兵令には、徴兵令の施行により従来の4鎮台を6鎮台とすることとし、「以上六鎮ヲモツテ全国兵備ヲ管シ、所属ノ府県ヨリ毎歳ノ定員ヲ徴募シ、以テ管内ノ守衛ニ充ツ。」と明記されていた。

以上、帝国軍隊の創業の銘は、専守防衛、四民平等と自由の担い手、各鎮台の管内の守衛であったことを確認しておこう。

2 砲艦外交・・・征韓論

帝国軍隊が、はじめて海外で威嚇の具として用いられたのは1872年9月のことである。

1871年12月、岩倉具視、木戸孝允、大久保利通、伊藤博文らが米欧遣外使節団に加わり、米欧諸国歴訪に出かける間際、彼ら使節団に加わるメンバーと

三条実美、西郷隆盛、大隈重信、板垣退助ら留守を預かる面々との間で、留守政府は、これまでの政策、施策を変更せず、重要な事柄は必ず使節団メンバーと協議するなどとしたため十二箇条からなる誓約書を取り交わしていた。

ところが、この留守政府の面々、いずれも一筋縄ではいかない者ばかり、こんな誓約書、どこ吹く風とばかりにどんどん独走を始める。その最たるものは後世から征韓論の名で呼ばれる対朝鮮強硬外交策であった。

勿論、征韓論は、留守政府において突如持ちあがったものではなく、根は深く、18世紀終わりころから、朝鮮圧服もしくは朝鮮善導など日本の優越性を誇示する論が一部に説かれていた。かの吉田松陰も、兄杉梅太郎に宛てた書簡で「取り易き朝鮮・満州・支那を切り随え、交易にて魯国に失う所は又土地にて鮮満にて償うべし」と述べているように、その一人であったと言っている。

しかし、朝鮮とわが国の関係は、幕末も国交は断絶することなく、釜山近くの草梁に倭館を置き、朝鮮の特許状と対馬藩主の特許状を対馬藩の船と人を通じて交易がなされていた。

戊辰の内乱終結のめどがたった1868年12月（会津藩の降伏は同年11月6日である。）、政府は、対馬藩を通じて朝鮮に対し、王政復古を告知する文書（「書契」と呼ばれる。）を交付しようとしたが、朝鮮は、その文章中に「皇」とか「勅」とかいう天皇を朝鮮王の上位にあることを示す文言が使われているとの理由で、受理しなかった。

当時、朝鮮は、1864年に即位し高宗（コジュン）の父、つまり大院君（テウォングン）が実権を握り、原則的で強硬な攘夷の施策が断行されていた。それは状況に応じて柔軟に姿態を変えるいわば方便としての攘夷主義に対し、原理的攘夷主義と言うべきものであった。朝鮮が契書を受理せず、わが国との国交を鎖そうとしたのは、原理的攘夷主義からの反発もあったのかもしれない。

これを無礼だと気色ばんだのは、まず木戸孝允であった。彼は、1869年1月末、これを咎めて「神州の威を伸長せんこと」を岩倉具視に提言している。外務省は、さっそく対朝鮮政策を立てるべく、久留米藩の頑固な攘夷主義者として知られた佐田白茅（さだはくぼう）らに命じて調査を開始した。その結果、いくつかの提言書が外務省に提出されたが、方法論として硬軟二様の差はあるものの、いずれも最後は武力制圧せよということで一致していた。

しかし、勇ましい提言も、なかなか実行できるものではない。既に述べた如く、1871年になると、王政復古と戊辰戦争を闘い抜いた三条、岩倉、西郷、木戸、

大久保、板垣、大隈、伊藤、山縣ら豪華絢爛たる陣容を整え、廃藩置県を一気に断行した政府も、内部に意見の相違を抱えて、なかなか踏み切ることはできなかったのであろう。

まさしく鬼のいぬ間の洗濯とばかりに、独走を始めていた留守政府は、征韓論でも、突っ走ろうとした。

最初に先頭に立ったのは外務卿副島種臣であった。彼は、1872年9月、草梁倭館を外務省の直轄下に置き、大日本公館とした上で、そのための整理・交渉と、あわせて侵攻の下準備としての調査・測量を行わせるために、部下の花房義資に命じて、軍艦春日・有功の2艦を率いて草梁に赴かせた。これは、欧米列強が先鞭をつけた砲艦外交そのものである。

これに対し、朝鮮当局は、一切交渉に応じず、倭館との窓口となる役人の引き揚げ、朝市の閉鎖、公館のまわりを練り歩かせる、さらには公館における交易活動に対する監視と取り締まりの強化をしたりして対抗した。

かくして留守政府において、一気に征韓論が沸騰して行く。三条は、1873年3月、重要案件山積を理由に米欧遣外使節団の木戸、大久保に召還命令を出す。5月、大久保帰国、7月、木戸帰国、9月、岩倉ら残りのメンバー帰国。その後の岩倉、木戸、大久保、伊藤らの一致した反対と征韓派の敗北（西郷、板垣、副島、後藤象二郎、江藤新平の下野）で、一旦、幕引きが行われたのは同年10月のことであった。

アーネスト・サトウは、同年10月26日、その日記に以下のように書いている。

「朝鮮との戦争の問題をめぐって、副島と西郷と板垣が辞職した。かれらはこの戦争を強く望んでいた。後藤と江藤も辞職した。大隈と大久保と大木（喬任）は残った。海軍卿勝安房と外務卿寺島と工部卿伊藤が後者に加わった。」

「副島は五万の兵を率いて朝鮮に侵攻するつもりであった。すなわち、これを二手にわけ、一方は朝鮮の北部国境東側に、他方は西側に向かい、それぞれの上陸地点に一万の兵を守備隊として残し、残りの兵力をもって南下する計画であった。」

「岩倉は強く反対した。この結果朝鮮との戦争ばかりでなく、台湾遠征計画も当分放棄された。」

注：アーネスト・サトウは、当時英国公使館の日本語書記官。当時、若干30歳。幕末に、イギリスの対日政策を、天皇を元首とする政權構想に近付けるのに貢献した。

3 海外における武力行使のはじまり・・・征台の役

(征台の役・序説)

帝国軍隊が、海外で武力行使をした嚆矢は、征台の役であった。その経緯をたどってみることにする。

1871年11月、琉球の宮古島から本島に年貢を運んで帰路についていた船が遭難し、台湾南部の東海岸・パーヤオワンに漂着、乗組員66名中、54名が原住民に殺害され、残り12名が清国の地方行政機関に保護されるという事件が発生した。

かつて琉球国は、薩摩藩に服属するところであったから、この事件の報が伝わると、鹿児島県士族は、台湾（蕃族）征伐の声に沸き立ち、自ら出兵することを願い出るもの後を絶たない状況となった。こうした動きにおされて、翌1872年5月、時の鹿児島県参事大山綱良（実質上の県行政責任者）は、政府に次のような建白書を差し出した。

伏して願わくは綱良皇威により、問罪の使を興し彼を征せんと欲す。故に謹んで軍艦を借り、直ちに彼が巢窟を指し、その巨魁をほろぼし、上には皇威を海外に張り、下には島民の怨恨を慰せんと欲す。

しかし、政府としては、ようやく中央集権国家への緒についた現在、鹿児島県に軍艦を貸して、台湾（蕃族）征伐をさせることなど出来ようはずもない。そこで、政府は、自らの手で、これを決行する検討を始めた。これを決行する上で、最大の難問は、清国の出方であった。台湾は、清国の領土であるから、台湾（蕃族）征伐が、清国との戦争に発展するようなことは避けなければならない。そこで、清国の出方を確かめる必要があったのだ。

少し時計を巻き戻すが、日清間で、日清修好条規の締結交渉が始まったのは、1870年8月のことである。外務省の権大丞というから局長クラスにあたる柳原前光らによる予備折衝を終えて、1871年4月、大蔵卿伊達宗城が全権大使となって、清国に乗り込み、清国側全権大使李鴻章との間で、交渉を重ねる。

ようやくにして締結・調印に至ったのは同年7月であった。これは、相互尊重、相互援助、全権公使の交換、相互の開港場(横浜・神戸・上海・寧波など)での交易、相互の領事裁判権の行使に承認しあうもので、本文18条、付録の通商規側・海関税則33款からなる完全平等条約であった。

これに対して、パークス不在の間のイギリス公使の代役を務めていたアダムズ代理公使が、相互援助の条項が「攻守同盟」と解される余地があるとの懸念を表明、その批准に待ったがかかった。政府内からも、最恵国条項や内地通商条項がないなどの異論が出た。しかし、紆余曲折の末、政府は、結局、これを批准することに決し、1873年3月、副島外務卿を批准書交換のため、清国に派遣した。

その際、副島は実に巧妙に立ちまわった。日清修好条規の批准書交換を終えると、副島は、部下である前出の柳原前光を総理衙門(外務省)に遣わし、琉球・宮古島島民の遭難事件を説明させ、彼ら犠牲者は日本国の人民だとして、清国側の措置を尋ねさせた。清国側は、蕃族は「化外に置き、甚だ理することなきざるなり」と応じたので、柳原は、ただちに話を打ち切り、副島にその旨報告した。それだけ聞けば十分、これでかの台湾蕃族は清国民ではないし、その住む所は清国の有効に支配する地ではない、無主の民であり、無主の地だから、これに兵を派遣して討つことは、清国が容喙できることではないし、容喙しないだろう、こう副島は結論を下したのである。

イギリス公使パークスは同年3月帰任、副島は同7月帰国、早速、同8月に会谈が持たれた。そのとき、副島は、清国との話し合いで、清国は、かの台湾蕃族の行為には何の責任も持てない、日本政府がこれを罰する権利を持っていると答えたと述べ、およそ1カ月後に、1隻ないし数隻の軍艦を派遣することになると語ったとのことである(パークスが本国外務省に送った覚書)。

実際に、台湾(蕃族)征伐が、実行に移されるのは翌1874年5月のことであった。

(征台の役・本論)

前に見たアーネスト・サトウの日記1873年10月26日の条にあるがごとく、征韓派の敗退で、台湾(蕃族)征伐も延期されるかに見えた。しかし、わずか4カ月後の、1874年2月、政府は、「台湾蕃地処分要略」を決定するに至ってしまった。これを主導したのは大久保利通、大隈重信であった。これに対

し、木戸孝允は職を賭して反対の声をあげる（4月18日辞表提出）。山縣有朋も反対、伊藤博文は消極的意見であった。

反対の声は、政府部内だけではなく、英米両国公使からもあがった。

まず英国公使パークス。1874年4月7日付のパークスが本国外務省宛て報告書に次のように書かれている。

「日清両国に紛争をひきおこすおそれのある事件が突発した。日本は士族階級をなだめるために、台湾の原住民を懲罰する遠征軍を派遣しようとしている。この原住民なるものは、すくなくとも遠征の名目上の目的を提供しているが、真の目的は台湾の一部の獲得である。」

「清国政府の見解と意向を知るために、わたしはウェードに電報を打った。日本政府は、輸送用に外国船舶を雇用しようとしているからである。清国側がこの遠征を清国領土に対する侵略とみなす場合、イギリスは、危険、ことによったら戦闘行為に参加する危険をおかすことなしには、輸送に従事することはできない。他方、清国側がこの遠征に同意する場合、われわれとしては黙っているほかはない。」

注：ウェードは駐清英国公使。5月2日、清国側は、日本の遠征については何も知らないこと、台湾は蕃地もその領土であると主張していると、パークスに返信。

次に米国公使ビンガムであるが、彼は、台湾全土が清国の領土であるという前提に立ち、日本が台湾（蕃族）征伐を実行することは清国に対する敵対行為であり、そのような目的のために、アメリカの船舶とアメリカ人を使用するは認めない、断固として阻止すると抗議した。

思わぬ反対に直面した政府は、既に、台湾蕃地事務局を長崎に置き、その長官に大隈をつけ、西郷従道（陸軍中將）を台湾蕃地事務都督に任命して、遠征の準備に入らせていたが、4月19日、急きょ延期を決定した。大隈は、これに従い、遠征強行を唱える西郷の説得に努めたが、西郷は次のように述べて息まき、頑として聞き入れない。

「この際姑息の策に出れば、かえって志気をうっ屈させ、わざわざは佐賀の乱の比ではない。強いて止めようとするなら、国には累を及ぼさないように、命令に反した賊徒となって生蕃の地を襲う。」

同年2月に起きた佐賀の乱（江藤新平をかついだ佐賀県不平士族の反乱）を鎮圧し、江藤を含む領袖らを斬罪に処し、一段落つけて東京に戻った大久保も、5月3日に長崎にかけつけた。しかし、その前日の2日に、既に谷干城（海軍少将）が、約1000名の兵を率い、台湾へ向けて出発してしまっていた。そこで4日、あらためて長崎現地において、大久保は、大隈、西郷が協議し、不都合が生じたときは一切の責めを負うとの決意のもとに、延期を覆して決行することを決めた。

西郷は、この決定を得て、残存部隊を率い、長崎を出航、台湾に向かった。22日、台湾社寮（しゃりょう）港に全軍（兵が約2200名、人夫・職人など後方支援要員約800名、総数約3000名）集結して行動を開始し、いたるところで村落を焼き払い、6月3日には原住民の居住地区を制圧した。

このとき台湾原住民の犠牲者の数は、はっきりしないが、23日の石門掃討作戦において「我凱旋兵は12の首級を得、その頭髪を青竹に縛り付け意気揚々之を担いで還った」と、日本軍による首狩りの蛮行の様子を派遣軍医が記録しているところから、推し量るほかはない。

一方、日本軍の方は、戦死者は十二名、マラリアによる病死者五百数十名であった。

（征台の役・始末記）

征台の役について、少し補足がある。その後始末である。これは実に興味深い経緯をたどるが、ごくあらましを述べるにとどめよう。

現地での軍事行動が、6月3日に完了した後も、英国公使パークスから、国際法違反だと厳しい追及がなされた。しかし、日本政府は、①清国は蕃地にたいして何の権利ももっていない、②日本は蕃人を懲罰し、さらに蕃地の秩序維持、再発防止のために必要な一切の措置をとる完全な権利を有している、と突っぱねた。前年3月、副島種臣の使者、柳原前光が総理衙門（外務省）に赴いた際、清国側は、蕃族は「化外に置き、甚だ理することなさざるなり」と述べたことを論拠にしているのである。

その一方で日本政府は、7月15日、清国との交渉により、償金を獲得して撤兵するとの基本方針を決定、駐清公使として赴任していた柳原にその旨伝達し、交渉にあたらせた。しかし、当然のことながら、清国側の態度は硬化しており埒

があかない。清国側は、前年3月の話自体も否定したのであった。言った、言わない、の水掛け論をしてもどうしようもないし、仮にそのような発言があったとしても、その発言を聞いて直ちに話を打ち切り、その言質を軍事行動の口実に用いるなどという日本側のやり口を清国側が受け入れるとは考えにくい。

そこで一切の責めを負うと豪語していた大久保は、自ら和戦を決する権を含む文字通りの全権弁理大臣となって、清国にわたり交渉することとなった。その決定をみたのは、8月2日のことであり、16日には、大久保は日本を立った。

しかし、大久保が出て交渉が前に進むわけではない。清国側は、自国の領土に不法に侵攻し、軍事行動をされながら、それを不問に付し、あまつさえ償金を払うなど到底できることではない。日本側は、弾劾を受けたまま撤兵するわけにはいかない。いよいよ決裂かという危機に陥る。しかし、いかに強がりと言っても、両国とも、この時期に戦端を開くに至ることなど望んではない。そこでその間隙をついて、駐清英国公使ウェードが、巧みに仲裁作業を行う。

実に延々2ヶ月半、清国側から「両便の弁法」（「お互いの顔が立つ方法」という意味だと思われる。）発言を引き出した大久保の粘り（この粘着質ぶりにはおそらく清国側も閉口しただろう。）、交渉決裂して帰朝するもやむなしとの揺さぶり、それを上回るウェードによる懸命の仲裁作業、これらの功が実って、ついに10月31日、交渉は妥結を見た。取り交わされた協定書の内容要旨は以下のとおり。

第1条 日本国は、保民義挙の行動と主張。清国は、不是としない。

第2条 清国は日本国に撫恤銀、費用銀を支払う。

第3条 日本軍の撤退期限を同年12月20日とする。

別紙支払証書 撫恤銀10万両 費用銀40万両

ここに撫恤銀とは、罹災者遺族への給付金であり、費用銀とは日本が支出した諸雑費の補てんである。50万両は当時の邦貨にして約78万円、当時の国家予算における歳入が6000万円ほどであるから、多額というべきか、それほどでもないというべきか、私にはわからない。しかし、大久保は、この結果に満足し、その後政府内における威信を高めたところをみると、全体として首尾よしと評価されたのであろう。期限までに撤退が完了し、金銭の支払いもなされたことは言うまでもない。

この結果を政府内にあって、ひややかに見ていた人がいる。参議兼官軍卿の勝安房である。

「政府がこの成功で有頂天になり、傲慢なふるまいに出ることをおそれている。しかし、近く予定されている大久保の帰国までは、その傲慢さがどのような方面にあらわれるのか、それを予測するのは不可能である。」(アーネスト・サトウが11月26日、勝を自邸に訪ね、勝の談話を録取した覚書)。

征台の役に、長くとどまりすぎたようだ。先を急ごう。

4 武力による威嚇、武力の行使の定着

(有司専制という名の久保独裁)

征台の役の後始末である北京交渉を「首尾よく」まとめて、大久保が横浜に帰り着いたのは1874年11月26日のことであった。大久保の威信は高まり、政府は大久保が主導するところとなったが、旧主君で維新改革に対する不平・不満の塊、守旧派の頭目であった左大臣島津三郎久光が目を光らせており、大久保にとっては何かと遠慮がある。その上、征韓派の西郷盛、板垣、後藤、副島、江藤の下野、さらには征台の役に反対した木戸の下野で、政府は弱体化している。そこで木戸、板垣の再登板を図って、1875年1月、はじめに大久保、木戸が、続いて木戸と板垣があいついで会談を持ち、これに引きつづいて翌2月、大久保、木戸、板垣、井上(馨)、伊藤の五者会談が行われた。これらの会談は、いずれも大阪で行われたことから、一般に全体をひとまとめにして「大阪会議」と呼んでいる。

大阪会議では、以下の4点が確認され、木戸と板垣は、3月にあいついで参議に就任した。

- ①権力独占を防ぐ。そのため元老院を設け、立法の審査をさせ、他日国会を解説する準備をする。
- ②大審院を設け、司法権の基礎を固める。
- ③地方会議を設けて、地方の民情の把握をする。
- ④天皇の政治への注力を図る。そのため参議と各省長官たる卿とを分離し、内閣は参議のみより構成し、天皇の輔弼に専念する。

これを受けて、4月、次の詔書が発せられた。

「・・・元老院ヲ設ケテ以テ立法ノ源ヲ広メ、大審院ヲ置キ以テ審判ノ権ヲ鞏クシ、又地方官ヲ召集シ以テ民情ヲ通シ公益ヲ図リ、漸次ニ国家立憲ノ政体ヲ立テ、汝衆庶ト俱ニ其慶ニ頼オント欲ス。」

これが漸次立憲の詔と言われるものである。

しかし、穏やかな日々は続かなかつた。まもなく有司専制政治という名の久保独裁政治が始まる（10月、島津、板垣辞任、さらに翌年3月、木戸辞任）。まさしく勝の「政府がこの成功で有頂天になり、傲慢なふるまいに出ることをおそれている。」との予感が的中してしまう。

歴史家・井上清の表現を借りれば、久保は、不断に對外危機を作り出し、豪気果斷、明敏審密の手腕をもって解決を図ろうとしたのである。

それを全て述べるがこの小論の目的ではない。テーマの「ニワトリからアヒルの帝国軍隊」に即して、簡単に述べるにとどめよう。

なお、久保は、1878年5月14日朝、登庁の途中、島田一良ら6名の士族に襲われ、非業の死をとげたので、これら全てを見届けたわけではない。

（琉球処分）

まずは琉球処分である。征台の役を通じて、清国も琉球を日本国に属することを認めたと強引に解釈した久保は、早速、これを名実ともに日本国に属するものとする措置を次々にとつた。

既に、1872年9月14日、琉球王国を改めて琉球藩とし、国王尚泰(しょうたい)を「藩王」とし華族(侯爵)に列せしめる措置がとられていたが、久保は、1875年7月、腹心の内務大丞(内務省の局長クラスの上席にあたるのだらう。1878年職制改正により大書記官。)松田道之を琉球処分官に任命し。に派遣、清国との冊封と朝貢関係の廃止、明治年号の使用などを厳命させたが、琉球藩王は抵抗し、これに応じようとはしなかつた。

1879年1月、松田は、再度、琉球を訪れ、同様の命令を伝達したが、琉球藩王はこれにも応じなかつた。

3月、松田は、みたび琉球を訪れる。今度は、丸腰ではなく、約160名の警察官と熊本鎮台の兵約400名を率いて。

4月、松田は、この力で威圧し、琉球藩を廃止、沖縄県設置、さらに5月、尚

泰を上京させた。

しかし、王族や士族の清国への亡命などによる抵抗が続き、農村の地方役人層にまで抵抗が波及（県政加担者を殺害した「サンシー事件」など）。

この琉球処分と呼ばれる強硬措置は、後の日清戦争の要因の一つとなったのである。

（江華島事件）

わが国における征韓派の敗退直後の1873年12月、朝鮮では、大院君（テウオンゴン）が失脚、高宗（コジョン）が新政権（高宗の妃・閔妃の一族が実権を握ったので閔氏政権と呼ばれる。）を発足させ、庶政親裁を宣言した。新政権は大院君を全否定することを打ち出したので、日本への対応も見直し必至となった。とりわけ、翌1874年翌年5月、征台の役が始まると、余勢を駆って朝鮮にも攻め込むのではないかとの憶測が新政権を悩ませた。

草梁の大日本公館（かつて対馬藩の管轄下にあった倭館を1872年9月に外務省が接收し、大日本公館としたことは前に述べた。）には外務省七等出仕広津弘信（現在で言えば本省課長もしくは課長補佐クラスと思われる。）が赴任していた。広津は、朝鮮新政権の動きを見逃さず、今が交渉を進めるチャンスとばかりに外務省に報告をあげた。その結果、上位者である外務省出仕六等森山茂とともに交渉を始めることとなった。しかし、朝鮮側の態度は相変わらずであった。

広津は、森山の命を受けて、1875年4月、帰国し、外務卿寺島宗則に対し、新政権の動向を報じ、軍艦を朝鮮近海に派遣し、海路の測量などをして新政権にゆすぶりをかけつつ、交渉申し入れをするのがよいとの建言をした。

政府は、その建言をいれたのであろう。翌5月末、軍艦雲揚（うんよう）が釜山入港、続いて軍艦第二丁卯（ていぼう）が入港した。両艦は、砲撃演習を行うなど、さかんにデモンストレーションを行った。

9月20日、21日に、突如、王都漢城（ソウル）西方、漢江（ハンガン）河口に広がる江華島（カンファンド）において、大事件が発生する。

『大日本外交文書』に掲載された雲揚艦長・井上良馨の同年10月8日付報告書によると、「9月20日、清国牛莊へむけて航海中、飲料水の欠乏を認めた。

翌21日、飲料水を求めて、ボートを降ろして自らこれに乗り込みに乗りこみ、江華島に向かっている途中、同島に設置された砲台から突如砲撃を受けた。すぐに帰艦し、ただちに反撃のため砲撃を開始し、江華島砲台を破壊。尋問のため、永宗城島の要塞を占領した・・・」とされている。

ところがこれはねつ造であった。

実際には、秘匿された同年9月29日付同人作成の報告書があったのである。それによると「長崎から清国牛莊までの航路研究の命を受けた。20日、江華島塩河河口付近でボートを降ろして、測量、調査及び朝鮮官吏に対する尋問のため、自らこれに乗り込み、塩河を遡ったところ、同島に設置された砲台や営門から大小砲の攻撃を受けた。小銃で反撃しつつ、帰艦。人的損害なし。翌21日、雲揚にて塩河を遡り、攻撃を加える。第三砲台を砲撃して破壊、昼食後、第二砲台に陸戦隊を揚陸させ焼き払う。翌々22日、永宗島砲撃。陸戦隊を上陸させ、朝鮮側の35名余りを殺し、16名を捕虜とした。陸戦隊の負傷者は2名、うち1名は帰艦後死亡。捕虜は、捕獲した大砲36門、小銃等を運ばせた後解放。同夜は翌日午前2時に至るまで祝宴。さらに翌々々23日、運びきれなかった捕獲品を積み込み、帰還の途に。」

測量、調査及び朝鮮官吏に対する尋問のため、ボートで塩河遡上したのが、発端であり、雲揚の反撃（攻撃）は、その場でなされたものではなく、翌日、翌々日である。しかも被害は、ほぼ一方的に朝鮮側に生じており、日本側は、戦利品まで捕獲し、祝宴さえ張っているではないか。世にこれを江華島事件という。

これを無法な武力攻撃と言わずして何と言おうか。あの征韓論者西郷でさえ「なにぶんにも道を尽くさず、ただ弱きをあなどり強きを恐れそうろう心底より起こりそうろうもの」と評していることを想起せよ！

（日朝修好条規）

江華島事件を、ねつ造した報告書に基づいて、朝鮮側の無法な武力攻撃とさかさまに描き上げた政府が、参議兼開拓使長官黒田清隆を特命全権弁理大臣とし、井上馨を副大臣として、6隻の軍艦（乗り組んだ兵員は総計おおよし4000名）を率いて、朝鮮問責の談判に向かわせたのは、翌年1876年2月10日であった。そのとき山縣陸軍卿は、大軍を率いて、下関で待機させていたという。

そのわずか2週間余り後の同月27日、日朝修好条規が調印された。それには、朝鮮を自主の邦として清国から切り離し、関税はゼロ、日本通貨の流通、開港場から4キロメートルの内地通行権、朝鮮沿岸の測量権を認める、治外法権など、一方的な不平等条約であった。

これもまた後の日清戦争の一つの要因になったのである。

5 アジアの憲兵・侵略の軍隊へ

帝国軍隊は、かくして海外で武力行使をし、外国に自己の要求をおしつけるための軍隊となったのである。かくして帝国軍隊は、専守防衛と国内の治安維持と四民平等と自由の担い手たりとする創業の銘を完全に放擲することとなったのであるが、そこに至るまでに、わずか4年しかかからなかった。

そこからさらにアジアの憲兵となるには、もうひとつ飛びである。その筋書きを描き、実践して行ったのは、帝国軍隊のドン、山縣有朋であった。

(進隣邦兵備略表)

1880年11年、帝国軍隊参謀本部長（当時は海軍の軍令の統括した）・山縣は、『隣邦兵備略』を上奏した。その概要は以下のとおりであった。

国際関係を、万国対峙、各国国境を画して軍備を強固しなければ独立を守ることとはできないと認識、条約や国際法を、強者の名目、弱者の悲哀を訴える道具に過ぎないと断じる。

その上で、西欧列強や清国の軍備を過大に計上し、これと対峙するための軍備を早急に整備する必要性があることを訴えた。

(陸海軍拡張に関する財政上申)

1882年8月、山縣は、「陸海軍拡張に関する財政上申」において、さらに切迫感を加えて軍備増強を訴えた。

西洋列強は遠いのでそれはおくとして、直接近傍の国（清国をさす。）の状況を見るとき、陸海軍を拡張し、大艦隊を擁し、四方に展開しなければ、わが国をあたなる直接近傍の国（同前）に乗ぜられてしまう。「坐シテ此極ニ至ラハ我帝国復タ誰ト俱ニ其独立ヲ維持シ、誰ト俱ニ其富強ヲ語ラン。」

(主権線・利益線)

その後、山縣の上奏、上申に従い、わが国の軍備増強が図られたことは言うまでもない。

やがて明治憲法が発布され、1890年11月29日施行となるが、その施行日に第1回帝国議会が開会される。このとき山縣は、内閣総理大臣やがて内閣総理大臣に任ぜられおり、翌12月6日、施政方針演説で、以下のように演説した。

「思うに国家独立自営の道は、一に主権線を守御し、二に利益線を防護するにあります。何をか主権線という、国境これです。何をか利益線という、わが主権線の安全とかたく関係しあう区域これであります。今日列国の間に立って、国家の独立を維持しようとするなら、ただ主権線を守るのみでは足りいとせず、必ずや利益線を防護しなくてはなりません。それゆえに陸海軍に巨大の金額をさかなくてはなりません。」

主権の及ぶ範囲即ち国境の外にそのバッファゾーンとして利益線を取り、その防護のため軍備を増強しなければならないと山縣は言明した。

利益線は、朝鮮に、台湾に、満州に、更に中国、アジア全体に広げられ、同時に、国境も広げられていく。その基は、ここに据えられたのである。

6 まとめ

ここまで読み進めて頂いた方には、もうおわかりであろう。帝国軍隊の創業の銘は、実は、憲法上の疑義を押し切って、1954年7月、戦後のわが国に創設された自衛隊の任務と同じである。それは専守防衛と公共の秩序の維持である。

自衛隊は、以後、さまざまな任務を小出しに追加されてきた。しかし、2016年3月の安保法制の施行後も、この大枠を維持することを政府も明言しているのではないか。即ち、自衛隊は、創設後63年も経た現在も、海外で武力行使をすることはできないのである。それは何故か。それは世論とそれに依拠した国民運動に裏打ちされた憲法9条1項、2項の規範力である。

憲法9条をなくす、あるいはこれを改定して、1項、2項の規範力を弱めればどうなるか。それは帝国軍隊の足取りをみれば言わずもがなである。

(完)